

平成29年12月1日

当座勘定取引先 御中

日 本 銀 行

「日本銀行が行う市中流通拠点における貨幣の受払に関する細則  
(市中流通拠点利用先用)」の全面改正について

今般、平成30年4月1日以降の市中流通拠点での貨幣の受払について、「市中流通拠点における貨幣の受払要綱」の改正に伴い、「日本銀行が行う市中流通拠点における貨幣の受払に関する細則(市中流通拠点利用先用)」を全面改正し、本日から実施することとしましたので通知します。

全面改正後の「日本銀行が行う市中流通拠点における貨幣の受払に関する細則(市中流通拠点利用先用)」の全文につきましては、本ホームページに掲載しております。

なお、平成30年3月31日以前の市中流通拠点での貨幣の受払は、引き続き、上記改正前の例により取扱います。

以 上